

「日本百貨店しょくひんかん」高知県ブース 商品基準および条件等について

平成28年12月3日（土）～平成29年1月15日（日）の期間内に、高知商工会議所が設置する高知県ブース（日本百貨店しょくひんかん：東京都千代田区神田練塀町8-2）において、販売可能な商品基準および条件等について下記の通り定めます。

記

1. 対象者

高知県内6商工会議所の会員、または管轄地域（高知市（旧春野町を除く）・安芸市・須崎市・四万十市・土佐清水市・宿毛市）に、本店・支店を有する※小規模事業者であること。

※小規模事業者とは、

卸売業・小売業は、常時使用する従業員の数5人以下であること。

宿泊業・娯楽業以外のサービス業は、常時使用する従業員の数5人以下であること。

宿泊業・娯楽業は、常時使用する従業員の数20人以下であること。

製造業その他は、常時使用する従業員の数20人以下であること。

2. 商品基準

（1）共通基準

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、農薬取締法、食品衛生法、健康増進法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。

（2）農畜水産物

高知県内で生産、収穫されたものであること。

（3）加工品（加工食品および非食品）

次のいずれかに該当すること。

① 商品の原材料に高知県内産のものを使用しており、商品の製造または加工の最終段階が県内の中小企業等によって行われていること。

② 商品の原材料に高知県内産のものを使用しており、高知県外の中小企業等により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内中小企業等によって行われていること。

3. 品質・衛生管理基準

（1）青果物

以下に例示する事項等の品質及び衛生管理が適正に行われていること。なお、品質を確保するため、農薬・肥料の使用状況等の生産情報の記録の提出をお願いする場合がございます。また、残留農薬検査等の対象となる場合には、必要な費用を負担していただきます。

- (例) ○ 病原性微生物等による汚染や、虫、毛髪等の異物混入がないこと。
 ○ 収穫・搬送用コンテナ等の洗浄、出荷施設の清掃等を定期的に行っていること。
 ○ 収穫後、適切な温湿度管理を行っていること。

(2) 加工食品

生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。また、商品の製造過程等において品質及び衛生管理等が適正に行われていること。

4. 対象商品

対象商品は、常温品および冷凍品のみとし、冷蔵品は対象外とする。しかし、酒類については冷蔵も可能とする。

5. 条件等

(1) 対面販売の実施

平成28年12月3日～平成29年1月15日の期間内において、年末年始を除く毎週末に高知県ブースにて対面販売を実施いたします。その際、商品を販売される小規模事業者につきましては、原則、いずれかの週末において、現地にて対面販売を実施していただきます。

- ※ 週末以外は、店舗販売員が接客・販売を行います。
- ※ 各実施日の対面販売参加事業者数に偏りがある場合は調整させていただきます。

(対面販売実施日)

①	12月 3日（土）、 4日（日）
②	12月10日（土）、11日（日）
③	12月17日（土）、18日（日）
④	12月23日（金）、24日（土）、25日（日）
⑤	1月 7日（土）、 8日（日）、 9日（月）
⑥	1月14日（土）、15日（日）

(2) 取引条件

- ・ ㈱日本百貨店と既取引のある事業者は通常の仕入取引になります。
- ・ 新規取引の事業者は委託販売となりますが、委託手数料は主催の商工会議所が負担致します。
- ・ 販売額は、高知県ブース終了後の月末締め翌月末の支払となります。
- ・ 商品の運送費、販売額の振込手数料は出店事業者が負担ください。

販売商品は、記載基準を満たした商品の中から、株式会社日本百貨店（日本百貨店しょくひんかん）が発注することになります。また、販売スペースや需要・供給バランス等を考慮した上で発注数が決定されますので、予めご了承ください。

- ※ 商取引に高知商工会議所は介入いたしません。
- ※ 応募多数の場合は、株式会社日本百貨店（日本百貨店しょくひんかん）と協議の上、商品を選定させていただきます。

(参考)

「日本百貨店しょくひんかん」について

2013年7月、JR秋葉原駅前に誕生した日本百貨店しょくひんかんは、「ニッポンの美味しいが楽しい！食のテーマパーク」で、ニッポンのモノづくりと優れたものをテーマに、日本全国から様々なヒト・モノ・コトが集まり、様々な出会いを生み出しています。作り手と使い手の出会いの場というコンセプトそのままに、全国の“食”の作り手が都心の生活者と会話をしながら、“おいしい”を紹介しています。

(主催)

高知商工会議所・中村商工会議所・土佐清水商工会議所

(問い合わせ先)

各管轄の商工会議所のお問い合わせください。

高知商工会議所 経営支援1課 (担当 仙頭)

〒780-0870 高知県高知市本町1丁目6-24

電話 088-875-1176

FAX 088-873-0572

メール keian@cciweb.or.jp

中村商工会議所 (担当 福留)

〒787-0029 高知県四万十市中村小姓町46

電話 0880-34-4333

FAX 0880-34-1451

メール nakaccil@mocha.ocn.ne.jp

土佐清水商工会議所 (担当 浦吉)

〒787-0323 高知県土佐清水市寿町11-16

電話 0880-82-0279

FAX 0880-82-2530

メール urayoshi@tosashimizucci.or.jp